

資料 2

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	1 総則	1 総則
	第2章 防災ビジョン	第2章 防災ビジョン
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念
5	「 <u>日本一の元気を暮らしの豊かさに</u> 」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。	「 <u>暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～</u> 」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱
	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関
17	表中 機関名：東海農政局 内容 欄 5 農地、農業用施設等の応急措置の指導並びに災害復旧事業の実施 <u>及び指導</u>	表中 機関名：東海農政局 内容 欄 5 農地、農業用施設等の <u>災害時における</u> 応急措置 <u>について指導を行うとともに、これらの</u> 災害復旧事業の実施 <u>に関する指導及び助言</u> を行う
18	表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄 2 初動対応 <u>(追加)</u> 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）	表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄 2 初動対応 <u>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う</u> <u>(2) 情報連絡員（リエゾン）等及び（略）</u>
	表中 機関名：中部経済産業局 内容 欄 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 <u>並びに災害原因調査</u> <u>2 火薬類、高圧ガス等所管に係る危険物又はその施設の保安の確保に関すること</u> <u>3 電力・ガスの安定供給の確保に関すること</u> <u>4 災害応援物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集す</u>	表中 機関名：中部経済産業局 内容 欄 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 <u>を行う。</u> <u>2 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。</u> <u>3 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整に関すること。</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）																
20	<p>るとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p><u>5 中小企業者の事業再建のために必要な資金の融通の円滑化</u>に関すること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 自衛隊 表中 機関名：自衛隊 内容 欄 9 <u>炊飯</u>及び給水 <u>(追加)</u> 10 救援物資の無償貸与又は譲与 (略)</p>	<p><u>4 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化</u>に関すること。</p> <p><u>5 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</u></p> <p>4 自衛隊 表中 機関名：自衛隊 内容 欄 9 <u>給食</u>及び給水 <u>10 入浴支援を行う。</u> <u>11 救援物資の無償貸与又は譲与</u> (略)</p>																
21	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="235 852 1108 1278"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1198 852 2094 1278"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)
機関名	内容																	
ソフトバンク株式会社	(略)																	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																	
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																	
機関名	内容																	
ソフトバンク株式会社	(略)																	
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>																	
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																	
23	<p>表中 機関名：東邦ガス株式会社 <u>(追加)</u> 内容 欄</p>	<p>表中 機関名：東邦ガス株式会社 <u>(※)</u> 内容 欄</p>																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p>2 発災後は被災施設の復旧を実現し、供給停止等の需用家に対して、早期供給開始を図る。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2 発災後は被災施設の復旧を実現し、供給停止等の需用家に対して、早期供給開始を図る。</p> <p><u>（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
33	1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア 防災ボランティアコーディネーターの確保 行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>市及び県は</u> 、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)
35	5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を実施する。	5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、 <u>広域</u> ボランティア支援本部 <u>及び災害ボランティアセンター</u> の立ち上げ訓練を実施する。
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策
40	1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 ア (略) イ (略) <u>(追加)</u>	1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置 (8) 水災害連携の連絡会・協議会 ア (略) イ (略) <u>ウ 流域治水協議会</u> <u>近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。</u>
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
41	1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川につ	1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は <u>洪水</u> 特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	いて、(略)	について、(略)
42	<u>3 (新設)</u>	<u>3 高潮浸水想定区域の指定</u> <u>(1) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> 市又は県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知する。 <u>(2) 市への情報提供</u> 市は、県が、高潮浸水想定区域を指定したときには、高潮浸水想定等の情報提供を県から受ける。また、市が高潮ハザードマップ（防災マップ）を作成する際には、県から支援を受けることができる。
42	<u>3 浸水想定区域における措置</u> (1) 浸水想定区域内の施設等の公表 市は、浸水想定区域内に以下の施設を含むときは、これらの施設名称及び所在地について、市民への周知を図る。 (略)	<u>4 浸水想定区域における措置</u> (1) 浸水想定区域内の施設等の公表 市は、浸水想定区域内に以下の施設を含むときは、これらの施設名称及び所在地について、市民への周知を図る。 <u>(ただし、ウの施設については、所有者または管理者から申出があった場合に限る。)</u> (略)
43	<u>(追加)</u>	<u>(4) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>
44	<u>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</u> (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施。	<u>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</u> (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告。</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	第5節 農地防災対策	第5節 農地防災対策
45	2 関連調整事項 (1) (略) また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）（以下、略）	2 関連調整事項 (1) (略) また、防災重点 農業用 ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）（以下、略）
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策
	第3節 道路災害対策	第3節 道路災害対策
49	3 市、県（建設局、防災安全局）及び県警察における措置 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	3 市、県（建設局、防災安全局）及び県警察における措置 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 市、県及び 県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策
56	2 交通安全施設等 <u>(3) 可搬式信号機</u> <u>信号柱が倒壊した場合などに (略)</u> <u>(4) 交通情報収集・提供機器</u> <u>(5) 交通規制用資機材</u>	2 交通安全施設等 <u>(削除)</u> <u>(3) 交通情報収集・提供機器</u> <u>(4) 交通規制用資機材</u>
	第3節 文化財保護対策	第3節 文化財保護対策
59	2 平常時からの対策 (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財 防災台帳 」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、 防災台帳 の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名 イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）	2 平常時からの対策 (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財 レスキュー台帳 」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 なお、 文化財レスキュー台帳 の内容は次のとおりとする。 ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・ 変更履歴・所有者住所 イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、 構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他 ）
60	ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）	ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、 所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p>エ 所在地内の地図 ・ 周辺地図 ・ 広域地図 (略) (2) 文化財<u>防災台帳（非常災害時以外は非公表）</u>を県下 3 箇所に配備し、大規模災害時に備える。市の文化財台帳においては、市教育委員会にて保管しておく。</p>	<p><u>火方法他特別な設備等、</u>その他) エ 所在地内の地図 ・ 周辺地図 ・ 広域地図・<u>写真</u> (略) (2) 文化財<u>レスキュー台帳</u>を県等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。市の文化財<u>レスキュー台帳</u>においては、市教育委員会にて保管しておく。</p>
	<p>第4節 防災建築物整備対策</p>	<p>第4節 防災建築物整備対策</p>
61	<p>2 市（教育委員会）及び県（教育委員会）、<u>国立私立各学校等</u>管理者における措置</p>	<p>2 市（教育委員会）及び県（教育委員会）、<u>国立・私立学校等</u>管理者における措置</p>
	<p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>
	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	<p>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>
71	<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置 (6) 防災中枢機能の充実 ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>(追加)</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携 <u>ウ (追加)</u></p>	<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置 (6) 防災中枢機能の充実 ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携 <u>ウ 市、県及び防災機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るよう努める。</u></p>
73	<p><u>エ (追加)</u></p>	<p><u>エ 市、県及び防災機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>
74	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達</p>	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p>(略)</p> <p>また、電気通信事業者は、(略)</p> <p>8 非常用水源の確保</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>(略)</p> <p>エ プール、ため池、沈殿池、河川の利用</p>	<p>(略)</p> <p>また、通信事業者は、(略)</p> <p>8 非常用水源の確保</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>(略)</p> <p>エ プール、ため池、沈殿池、河川の利用</p>
	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策
	■基本方針	■基本方針
77	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に 避難情報 を発令する。	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成
79	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>キ 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位等の数値(略)水防警報の発令等、(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>キ 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位等の数値(略)水防警報の発表など、(略)</p>
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等
85	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。(追記)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備</p> <p>投光器、自家発電設備等</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努める。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備</p> <p>投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	第3節 要配慮者支援対策	第3節 要配慮者支援対策
89	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>（エ）避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。（略）</p> <p>ウ 個別避難計画の作成等</p> <p>（略）</p> <p>（イ）避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>（エ）避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。（略）</p> <p>ウ 個別避難計画の作成等</p> <p>（略）</p> <p>（イ）避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者<u>について、情報提供</u>の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>
91	<p>(6) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策</p> <p>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</p> <p>（ア）計画の作成等</p> <p>清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>(6) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策</p> <p>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</p> <p>（ア）計画の作成等</p> <p>清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成<u>し、市長に報告</u>するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施<u>し、その結果を市長に報告</u>する。</p> <p>（略）</p> <p><u>（オ）市長の助言・勧告</u></p> <p><u>市長は、清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	第16章 防災訓練及び防災意識の向上	第16章 防災訓練及び防災意識の向上
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施
104	4 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置	4 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立・私立学校等管理者における措置
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
106	1 市、県（防災安全局、農林基盤局、都市・交通局、建設局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (4) 過去の災害教訓の伝承 市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性を啓発する。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。 <u>(追記)</u>	1 市、県（防災安全局、農林基盤局、都市・交通局、建設局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (4) 過去の災害教訓の伝承 市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性を啓発する。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u>
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育
107	1 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連をもたせながら効果的に行うよう配慮する <u>(追記)</u> 。	1 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立・私立学校等管理者における措置 (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連をもたせながら効果的に行うよう配慮するとともに、 <u>消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努める。</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制
114	2 配備区分 表中 <u>フェーズ、</u> <u>フェーズ1：黄（イエロー）</u> <u>フェーズ2：黄（イエロー）</u> <u>フェーズ3：橙（オレンジ）</u> <u>フェーズ4：橙（オレンジ）</u> <u>フェーズ5：赤（レッド）</u>	2 配備区分 表中 フェーズ、 フェーズ1：黄（イエロー） フェーズ2：黄（イエロー） フェーズ3：橙（オレンジ） フェーズ4：橙（オレンジ） フェーズ5：赤（レッド）
116	4 職員の配置及びサービス （略） （3）職員のサービス すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。 <u>なお、病弱者、身体不自由等で応急活動の実施が困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外する。</u>	4 職員の配置及びサービス （略） （3）職員のサービス すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。 （削除）
121	所掌事務 表中 部 健康福祉部 班（班長） 高齢福祉班 7 介護サービス提供事業者との連絡調整に関すること 班（班長） 保健班 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること 5 保健所との連絡調整に関すること <u>（追加）</u>	所掌事務 表中 部 健康福祉部 班（班長） 高齢福祉班 7 介護サービス提供事業者との連絡調整 <u>（施設の被害、サービスの継続状況等）</u> に関すること 班（班長） 保健班 3 医師会等医療関係機関との連絡調整 <u>（施設の被害、医療の継続状況等）</u> に関すること 5 保健所との連絡調整 <u>（施設の被害、医療の継続状況等）</u> に関すること <u>10 医療救護所の開設、運営に関すること</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用
126	<p>1 市における措置（災害救助法第13条） (3) 事務委任により想定している各救助事務 表中 「住宅の応急修理」－「局地災害の場合」 市<u>町村</u>（県が委任） 「救助の種類」－「学用品の給与」 <u>市町村立小・中学校等</u>児童生徒分 <u>県立高等学校、特別支援学校等</u>、私立学校等児童生徒分</p>	<p>1 市における措置（災害救助法第13条） (3) 事務委任により想定している各救助事務 表中 「住宅の応急修理」－「局地災害の場合」 市（県が委任） 「救助の種類」－「学用品の給与」 <u>市立学校</u>児童生徒分 <u>県立学校</u>、私立学校等児童生徒分</p>
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
127	<p>■基本方針 (略) ○災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象予警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。 (略) ○市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。 ○そのためには、災害時における各機関相互の連絡通信を迅速かつ円滑とする必要があり、同時に気象予警報等や被害状況報告、その他災害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達することが重要となる。 (略) ○災害により危険が急迫し、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は避難指示を発令し危険地域から安全地域へ避難させる<u>必要がある</u>。</p>	<p>■基本方針 (略) ○<u>市長は</u>、災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）<u>として</u>、気象予警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。 (略) ○市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、<u>市民の</u>生命及び身体の安全の確保に努める。 <u>(削除)</u> (略) ○災害により危険が急迫し、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は避難指示を発令し危険地域から安全地域へ避難させる。</p>
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達
127	<p>1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・<u>中部地方整備局</u>・日本放送</p>	<p>1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・<u>国土交通省機関</u>に</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
130	<p>協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下、「注意報等」という。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に伝達する。</p> <p>【気象予報警報の伝達系統】</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>通知しなければならない。</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。</p> <p>【気象予報警報の伝達系統】</p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
132	<p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三河湾・伊勢湾沿岸 	<p>づけられている伝達経路。</p> <p>図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三河湾・伊勢湾沿岸

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">河川課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 70%;"> <p>中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 → 関係警察署 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲都市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> 海部地区 水防予防組合 愛知県尾張 水防事務組合 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: 70%;"> 中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">河川課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 70%;"> <p>中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 → 関係警察署 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲都市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 <u>名古屋港管理組合</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> 愛知県尾張 水防事務組合 海部地区 水防予防組合 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: 70%;"> 中部地方整備局地域河川課 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課 </div>
	第2節 避難情報	第2節 避難情報
134	2 市における措置	2 市における措置

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p>(1) 避難情報 ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略) なお、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような (略) カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>(1) 避難情報 ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略) なお、夜間、早朝に<u>高齢者等避難</u>を発令するような (略) カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風や<u>線状降水帯等</u>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。</u></p>
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
143	<p>1 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u>県防災情報システムの<u>防災地理情報システム</u>を有効に活用する。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、(略)</p>	<p>1 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり</u>、市町村長は、県防災情報システムを有効に活用する。</p> <p>(3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として把握した者が (略)</p>
151	<p>7 重要な災害情報の収集伝達 【報告先】</p>	<p>7 重要な災害情報の収集伝達 【報告先】</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）					修正後（令和5年1月修正）							
	被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 (尾張県民事務所への連絡先)					被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 (尾張県民事務所への連絡先)							
	区分	第1非常配備	第2非常配備 <u>準備体制</u>	第2非常配備 <u>警戒体制</u>	第3非常配備	区分	第1非常配備	第2非常配備 準備体制	第2非常配備 <u>準備強化体制</u> 警戒態勢	第3非常配備			
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策センター（三の丸庁舎 地下2階災害対策室）		配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)		
	西日本電 信電話株 式会社	庁舎 代表	052-961-7211		庁舎 代表	052-961-7211	NTT	庁舎 代表	052-961-7211		庁舎 代表	052-961-7211	
		防災	内線	2436、2437		内線		2901、2428		防災	内線	<u>2432</u> 、2436、2437	
			直通	052-961-1474				直通	052-973-4595		直通	052-961-1474	
		消防	内線	<u>2435</u> 、2438		直通		052-973-4595		消防	内線	2435、2438	
			直通	052-961-1464				直通	052-973-4595		直通	052-961-1464	
		保安	内線	2433、 <u>2434</u>		直通			052-973-4595		保安	内線	2433、 <u>2435</u>
	直通		052-961-1519		直通		052-973-4595		直通	052-961-1519			
	安全	内線	2405、2406			直通	052-973-4596		安全	内線	2405、2406		
		直通	052-961-1436		直通		052-973-4596			直通	052-961-1436		
西日本電 信電話株 式会社 (FAX)	052-951-9106			直通		052-973-4596	NTT (FAX)	052-951-9106			直通	052-973-4596	
防災行政 無線	防災	602-1101、2436、2437		総括班	602-2901	防災行政 無線	防災	602-1101、 <u>2432</u> 、2436、2437		総括班	602-2901		
	消防	602-2435、2438		総務班	602-1101		消防	602-2435、2438		総務班	602-1101		
	保安	602-2433~2434		情報班	602-1102、2428		保安	602-2433~2434		情報班	602-1102、2428		
	安全	<u>602-2405、2406</u>			602-1105、1106			602-2433~2434			602-1105、1106		
					緊急物 資班		<u>(防災行政無線なし)</u> <u>052-973-4595</u>			緊急物資班		<u>602-2271、2313</u>	
					支援班		602-1107			支援班		602-1107	
				県民 相談	<u>602-2271、2313、</u> <u>2522、2602</u>								

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）					修正後（令和5年1月修正）							
152	防災行政無線（FAX）	無線発信番号-602- <u>1152</u>			無線発信番号-602- <u>1151</u>		防災行政無線（FAX）	無線発信番号-602- <u>1150</u>			無線発信番号-602- <u>1150</u>		
	勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			上記勤務時間内の欄に同じ	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			上記勤務時間内の欄に同じ		
西日本電信電話株式会社	庁舎代表	052-961-7211			NTT		庁舎代表	052-961-7211					
	直通	052-961-1474					直通	052-961-1474					
西日本電信電話株式会社	052-951-9106				NTT (FAX)		052-951-9106						
防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2436、2437						防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2436、2437					
防災行政無線	無線発信番号-602- <u>1152</u>						防災行政無線	無線発信番号-602- <u>1150</u>					
※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。						※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。							
(県への連絡先)						(県への連絡先)							
	区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 <u>(準備体制)</u>	第2非常配備 <u>(警戒体制)</u>	第3非常配備	区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 <u>準備体制</u>	第2非常配備 <u>準備強化体制</u>	警戒態勢	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			自治センター6階災害情報センター				本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務時間内	西日本電信電話株式会社	052-951-3800（災害対策課直通）			052-971-7104（広報部 広報班）		NTT	052- <u>954-6193</u> （災害対策課直通）			052-971-7104（広報部 広報班）		
		052-951-1382（消防保安課直通）			052-971-7105（総括部 総括班）			052- <u>954-6141</u> （消防保安課直通）			052-971-7105（総括部 総括班）		
		052-961-2111（代表）			052-961-2111（代表）			052-961-2111（代表）			052-961-2111（代表）		
		内線 2512（災害）	内線 5302～5304（総括部総括班）		内線 5302～5304（総括部総括班）			内線 2512（災害）		内線 5302～5304（総括部総括班）			
		内線 2512（特殊災害）	内線 5306～5307（総括部渉外班）		内線 5306～5307（総括部渉外班）			内線 2512（特殊災害）		内線 5306～5307（総括部渉外班）			
		内線 2549（火災）	内線 5308～5310（広報部広報班）		内線 5308～5310（広報部広報班）			内線 <u>2522</u> （火災）		内線 <u>5314～5316</u> （総括部復旧班）			
		内線 2548（危険物）	内線 5311～5312（情報部整理班）		内線 5311～5312（情報部整理班）			内線 <u>2522</u> （危険物）		内線 5308～5310（広報部広報班）			
		内線 2523（救急・救助）	内線 5313～5316（情報部部局班）		内線 5313～5316（情報部部局班）			内線 <u>2539</u> （救急・救助）		内線 5311～5312（情報部整理班）			
		(直通)052-954-6193（災害・特殊災害）	内線 5317～5319（情報部方面班）		内線 5317～5319（情報部方面班）			(直通)		内線 5317～5319（情報部方面班）			

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）		修正後（令和5年1月修正）			
		052-954-6141（救急・救助） 052-954-6144（火災・危険物）	内線 5320～5322（情報部公共機関班） 内線 5328（情報部調査班） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班） 内線 5328（運用部財務会計班）		052-954-6193（災害・特殊災害） 052-954-6141（救急・救助） 052-954-6144（火災・危険物）	内線 <u>5313</u> 、5320～5322（ <u>情報部局・公共機関班</u> ） 内線 5328（情報部調査班） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班） 内線 5328（運用部財務会計班）
	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6912（2階災害対策課内 （災害・特殊災害）） 052-954-6922（6階災害対策課通 信グループ） 052-954-6913（2階消防保安課内 （救急・救助）） 052-954-6994（1階消防保安課内 （火災・危険物））	052-971-7103 052-971-7106	NTT (FAX)	052-954-6912（2階災害対策課内 （災害・特殊災害）） 052-954-6922（6階災害対策課通 信グループ） 052-954-6994（1階消防保安課内 （火災・危険物）） 052-954-6913（2階消防保安課内 （救急・救助））	052-971-7103 052-971-7106 <u>052-973-4107</u>
	防災行 政無線	8-600-2512（2階災害対策課内） 8-600-2512（災害） 8-600-2512（特殊災害） 8-600-2549（火災） 8-600-2548（危険物） 8-600-2523（救急・救助）	8-600-1360～1362（総括部統括班） 8-600-1363（総括部渉外班） 8-600-1364（広報部広報班） 8-600-1365（情報部部局班） 8-600-1366（情報部方面班） 8-600-1367（情報部公共機関班） 8-600-1368（情報部調査班）	防災行政無線	8-600-2512（災害） 8-600-2512（特殊災害） 8-600- <u>2522</u> （火災） 8-600- <u>2522</u> （危険物） 8-600- <u>2539</u> （救急・救命）	8-600-1360～1362（総括部統括班） 8-600-1363（総括部渉外班） <u>8-600-1376</u> （ <u>総括部復旧班</u> ） 8-600-1364（広報部広報班） 8-600-1365（情報部局・公共機関班） 8-600-1366（情報部方面班） 8-600- <u>1322</u> （情報部調査班） <u>8-600-1321</u> （ <u>県警連絡員</u> ） <u>8-600-1324</u> （ <u>自衛隊連絡員</u> ）
	防災行 政無線 (FAX)	8-600-1510	8-600-1514			<u>8-600-1321</u> （ <u>県警連絡員</u> ） <u>8-600-1324</u> （ <u>自衛隊連絡員</u> ）
	西日本 電信電 話株式 会社	052-954-6844（宿日直室）	上記勤務時間内の欄に同じ	防災行政無線 (FAX)	8-600-1510	8-600-1514
	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6995（宿日直室）	同 上	NTT (FAX)	052-954-6844（宿日直室）	上記勤務時間内の欄に同じ
	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6995（宿日直室）	同 上	NTT (FAX)	052-954-6995（宿日直室）	同 上
	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6995（宿日直室）	同 上	防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）	同 上
	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6995（宿日直室）	同 上	防災行政無線 (FAX)	600-4695（宿日直室）	同 上

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）																																											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 199 376 292">防災行政無線</td> <td data-bbox="376 199 763 292">600-5250～5253（宿日直室）</td> <td data-bbox="763 199 1171 292">同 上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 292 376 408">防災行政無線（FAX）</td> <td data-bbox="376 292 763 408">600-4695（宿日直室）</td> <td data-bbox="763 292 1171 408">同 上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 408 376 451">e-mail</td> <td colspan="2" data-bbox="376 408 1171 451">saigaitaisaku@pref.aichi.lg.</td> </tr> </table> <p data-bbox="241 491 483 523">（消防庁への連絡先）</p> <p data-bbox="248 528 389 560">勤務時間内</p> <table border="1" data-bbox="241 560 1167 676"> <tr> <td data-bbox="280 560 763 592">（西日本電信電話株式会社回線）</td> <td data-bbox="763 560 1167 592">（地域衛星通信ネットワーク）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 592 763 624">03-5253-7527</td> <td data-bbox="763 592 1167 624">9-048-500-<u>7527</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 624 763 676">03-5253-7537 (FAX)</td> <td data-bbox="763 624 1167 676">9-048-500-<u>7537</u> (FAX)</td> </tr> </table> <p data-bbox="248 676 607 708">夜間・休日時（消防庁宿直室）</p> <table border="1" data-bbox="241 708 1167 825"> <tr> <td data-bbox="280 708 763 740">（西日本電信電話株式会社回線）</td> <td data-bbox="763 708 1167 740">（地域衛星通信ネットワーク）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 740 763 772">03-5253-7777</td> <td data-bbox="763 740 1167 772">9-048-500-<u>7782</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 772 763 825">03-5253-7553 (FAX)</td> <td data-bbox="763 772 1167 825">9-048-500-<u>7789</u> (FAX)</td> </tr> </table>	防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）	同 上	防災行政無線（FAX）	600-4695（宿日直室）	同 上	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.		（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）	03-5253-7527	9-048-500- <u>7527</u>	03-5253-7537 (FAX)	9-048-500- <u>7537</u> (FAX)	（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）	03-5253-7777	9-048-500- <u>7782</u>	03-5253-7553 (FAX)	9-048-500- <u>7789</u> (FAX)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1216 199 1312 408" rowspan="3">e-mail</td> <td colspan="2" data-bbox="1312 199 2134 248">saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1312 248 2134 298">sginfo@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1312 298 2134 347">aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 347 1312 408">防災webメール</td> <td colspan="2" data-bbox="1312 347 2134 408">kensaitai@bousai.pref.aichi.jp（高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1216 676 1458 708">（消防庁への連絡先）</p> <p data-bbox="1216 708 1357 740">勤務時間内</p> <table border="1" data-bbox="1205 740 2134 857"> <tr> <td data-bbox="1238 740 1727 772">（西日本電信電話株式会社回線）</td> <td data-bbox="1727 740 2134 772">（地域衛星通信ネットワーク）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 772 1727 804">03-5253-7527</td> <td data-bbox="1727 772 2134 804">9-048-500-<u>90-43421～43426</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 804 1727 857">03-5253-7537 (FAX)</td> <td data-bbox="1727 804 2134 857">9-048-500-<u>90-49033</u> (FAX)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1216 857 1574 888">夜間・休日時（消防庁宿直室）</p> <table border="1" data-bbox="1205 888 2134 1005"> <tr> <td data-bbox="1238 888 1727 920">（西日本電信電話株式会社回線）</td> <td data-bbox="1727 888 2134 920">（地域衛星通信ネットワーク）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 920 1727 952">03-5253-7777</td> <td data-bbox="1727 920 2134 952">9-048-500-<u>90-49102</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 952 1727 1005">03-5253-7553 (FAX)</td> <td data-bbox="1727 952 2134 1005">9-048-500-<u>90-49036</u> (FAX)</td> </tr> </table>	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		sginfo@pref.aichi.lg.jp		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp （高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照）		（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）	03-5253-7527	9-048-500- <u>90-43421～43426</u>	03-5253-7537 (FAX)	9-048-500- <u>90-49033</u> (FAX)	（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）	03-5253-7777	9-048-500- <u>90-49102</u>	03-5253-7553 (FAX)	9-048-500- <u>90-49036</u> (FAX)
防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）	同 上																																											
防災行政無線（FAX）	600-4695（宿日直室）	同 上																																											
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.																																												
（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）																																												
03-5253-7527	9-048-500- <u>7527</u>																																												
03-5253-7537 (FAX)	9-048-500- <u>7537</u> (FAX)																																												
（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）																																												
03-5253-7777	9-048-500- <u>7782</u>																																												
03-5253-7553 (FAX)	9-048-500- <u>7789</u> (FAX)																																												
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp																																												
	sginfo@pref.aichi.lg.jp																																												
	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp																																												
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp （高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照）																																												
（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）																																												
03-5253-7527	9-048-500- <u>90-43421～43426</u>																																												
03-5253-7537 (FAX)	9-048-500- <u>90-49033</u> (FAX)																																												
（西日本電信電話株式会社回線）	（地域衛星通信ネットワーク）																																												
03-5253-7777	9-048-500- <u>90-49102</u>																																												
03-5253-7553 (FAX)	9-048-500- <u>90-49036</u> (FAX)																																												
	<p data-bbox="241 1353 539 1385">第2節 通信手段の確保</p>	<p data-bbox="1200 1353 1498 1385">第2節 通信手段の確保</p>																																											
154	<p data-bbox="241 1390 483 1422">2 連絡システムの整備</p>	<p data-bbox="1200 1390 1442 1422">2 市における措置</p>																																											

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
155	<p><u>(1) 災害時優先電話の登録</u> 市は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び輻そうの回避を図るとともに、災害情報通信の窓口の統一を図るため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録し、指定電話とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">災害時優先電話 052-400-2912</p> </div> <p><u>(2) 連絡責任者</u> 市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。</p> <p><u>(3) 通信事務従事者</u> 各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信事務従事者を指名する。 通信事務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。</p> <p><u>(4) その他</u> 市各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：危機管理部危機管理課）に修正の報告を行う。</p> <p>3 電話・電報施設の優先利用 各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。</p> <p><u>(1) 一般電話及び電報</u> <u>ア 災害時優先電話</u> 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</p> <p><u>イ 非常扱いの電報</u></p>	<p><u>(1) 専用通信の使用</u> <u>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</u> <u>なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。</u></p> <p><u>(2) 防災相互通信用無線局の使用</u> <u>市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。</u></p> <p><u>(3) 衛星通信施設の使用</u> <u>市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。</u></p> <p><u>(4) 移動系無線局の使用</u> <u>各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</u></p> <p><u>(5) 非常通信</u> <u>無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。</u></p> <p><u>ア 非常通信の通信内容</u></p> <p><u>(ア) 人命の救助に関するもの。</u></p> <p><u>(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。</u></p> <p><u>(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。</u></p> <p><u>(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
156	<p><u>天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報としてすべての電報に優先して取り扱われる。</u></p> <p><u>ウ 緊急扱いの電報</u> <u>非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。</u></p> <p><u>(2) 専用電話</u> <u>災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。</u></p> <p><u>(3) 放送の依頼</u> <u>知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。</u> <u>なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p><u>(4) 県防災情報システムの使用</u> <u>各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請等を迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p> <p>4 清須市防災行政用無線 <u>緊急を要する市内の通信連絡は、防災行政無線を利用して行う。</u></p> <p>5 愛知県防災行政用無線 <u>県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政用無線を利用して受信する。</u> <u>また、一般電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡も愛知</u></p>	<p><u>(オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）</u></p> <p><u>(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。</u></p> <p><u>(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。</u></p> <p><u>(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</u></p> <p><u>(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。</u></p> <p><u>(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</u></p> <p><u>イ 非常通信の発受</u> <u>非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。</u></p> <p><u>ウ 非常通信の依頼</u> <u>非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。</u></p> <p><u>(6) 電話・電報施設の優先利用</u> <u>各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。</u></p> <p><u>ア 一般電話及び電報</u></p> <p><u>(ア) 災害時優先電話</u> <u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限され</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p><u>県防災行政用無線を利用して行う。</u></p> <p>6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信）</p> <p><u>無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下、「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。</u></p> <p><u>(1) 非常無線通信の内容</u></p> <p><u>ア 人命の救助に関するもの。</u></p> <p><u>イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。</u></p> <p><u>ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。</u></p> <p><u>エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。</u></p> <p><u>オ 遭難者救助に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発注する者を含む。）</u></p> <p><u>カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。</u></p> <p><u>キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要なもの。</u></p> <p><u>ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</u></p> <p><u>ケ 電力設備の修理復旧に関するもの。</u></p> <p><u>コ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</u></p> <p><u>(2) 非常通信の発受</u></p> <p><u>非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを</u></p>	<p><u>るが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</u></p> <p><u>(イ) 非常扱いの電報</u></p> <p><u>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u></p> <p><u>(ウ) 緊急扱いの電報</u></p> <p><u>非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。</u></p> <p><u>イ 専用電話</u></p> <p><u>災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。</u></p> <p><u>(7) 放送の依頼</u></p> <p><u>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。</u></p> <p><u>なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p><u>(8) 県防災情報システムの使用</u></p> <p><u>各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
157	<p><u>判断の上で発信する。</u></p> <p><u>(3) 非常通信の依頼</u> <u>非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。</u></p> <p><u>(4) 利用者の心得</u> <u>非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱いが便宜であるよう、次の事項を守るように心がけねばならない。</u></p> <p><u>ア 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成にあたってはできる限り次の要領による。</u></p> <p><u>(ア) 電報様式とし、電報発信紙又は適宜の用紙にカタカナで書くこと。</u></p> <p><u>(イ) 通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字以内とする。</u></p> <p><u>(ウ) 宛先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載すること。</u></p> <p><u>(エ) 本文の末尾に発信人名を記載すること。</u></p> <p><u>(オ) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載すること。</u></p> <p><u>イ 非常通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想される者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないため、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>ウ 非常通報はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるため、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p> <p>7 放送の依頼 <u>市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）</u></p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）																
	<p><u>に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を知事を通じて依頼することができる。</u></p> <p>8 無線通信の連絡にあたっての留意事項 （略）</p> <p>9 通信連絡系統 （略）</p>	<p>3 無線通信の連絡にあたっての留意事項 （略）</p> <p>4 通信連絡系統 （略）</p>																
	第3節 広報	第3節 広報																
162	<p>1 災害広報体制の確立 （4）防災関係機関との連携 （略）</p> <p>イ 西日本電信電話株式会社名古屋支店 西日本電信電話株式会社名古屋支店は、災害のため通信が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>1 災害広報体制の確立 （4）防災関係機関との連携 （略）</p> <p>イ 西日本電信電話株式会社東海支店 西日本電信電話株式会社東海支店は、災害のため通信が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。</p> <p>（略）</p>																
168	<p>3 広報活動の実施要領 （7）報道機関への発表・協力要請</p> <p>エ 緊急警報放送等の要請 （ア）県への要請（略）</p> <p>表中 勤務時間内 防災行政無線 8-600-<u>1128</u>（2階災害対策課内）</p>	<p>3 広報活動の実施要領 （7）報道機関への発表・協力要請</p> <p>エ 緊急警報放送等の要請 （ア）県への要請（略）</p> <p>表中 勤務時間内 防災行政無線 8-600-<u>2512</u>（2階災害対策課内）</p>																
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣																
173	<p>4 災害派遣部隊の活動範囲 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td> <td><u>（新設）</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	（略）	（略）	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<p>4 災害派遣部隊の活動範囲 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td>被災者に対し、<u>入浴支援</u>を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	（略）	（略）	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。
項目	活動内容																	
（略）	（略）																	
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																	
項目	活動内容																	
（略）	（略）																	
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																	
<u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。																	
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等																
177	1 市及び県（防災安全局）における措置	1 市及び県（防災安全局）における措置																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）														
	<p>(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める<u>ものとする。</u></p> <p>2 防災活動拠点の確保 <u>市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。</u> <u>(1) 災害想定規模：市の地域内（大規模な火事災害、局地的な水害等）</u> <u>(2) 応援の規模：隣接市等</u> <u>(3) 役割：被災地域の活動拠点</u> <u>(4) 拠点数：1か所</u> <u>(5) 要件（面積）：1ha程度以上。できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</u> <u>（施設設備）：できれば倉庫等</u></p>	<p>(3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>2 防災活動拠点の確保 <u>(1) 地区防災活動拠点</u> <u>市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。</u> <u>(2) 地域防災活動拠点</u> <u>県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図る。</u> <u>(3) 広域防災活動拠点</u> <u>県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図る。</u> <u>(4) 中核広域防災活動拠点</u> <u>県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図る。</u> <u>(5) 航空広域防災活動拠点</u> <u>県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図る。</u> <u>(6) 臨海広域防災活動拠点</u> <u>県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図る。</u></p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1" data-bbox="1211 1361 2112 1441"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 1361 1290 1441">区 分</th> <th data-bbox="1290 1361 1424 1441">1 地区防災活動拠点</th> <th data-bbox="1424 1361 1559 1441">2 地域防災活動拠点</th> <th data-bbox="1559 1361 1693 1441">3 広域防災活動拠点</th> <th data-bbox="1693 1361 1827 1441">4 中核広域防災活動拠点</th> <th data-bbox="1827 1361 1962 1441">5 航空広域防災活動拠点</th> <th data-bbox="1962 1361 2112 1441">6 臨海広域防災活動拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点							
区 分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点										

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）					
		設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県	
		災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風災害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	
		応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等	
		役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点 海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点
		拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度 県内に3か所程度
		要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	面積 3ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	面積 10ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	面積 30ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	面積 中型ヘリコプターの離着陸が可能 ストックヤード 10ヘクタール程度以上
		施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設 滑走路	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の係留施設
	第5章 救出・救助	第5章 救出・救助					
	第2節 防災ヘリコプターの活用	第2節 防災ヘリコプターの活用					
180	1 活動内容 愛知県防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 (1) 被害状況調査等の情報収集活動	1 活動内容 愛知県防災ヘリコプターはその特性を十分に活用でき、必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 (1) 被害状況調査等の情報収集活動					

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p>(2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送</p> <p>(3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動</p> <p>(4) 火災防御活動</p> <p>(5) 救急救助活動</p> <p>(6) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動</p> <p>2 出動要請（防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ） 市長は、防災ヘリコプターの活用をするときは、あらかじめ<u>県（防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ）</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事に</u>提出する。 (略)</p> <p>3 緊急時応援要請連絡先 <u>防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ</u> 電 話 0568-29-3121 F A X 0568-29-3123</p>	<p>(2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送</p> <p>(3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動</p> <p>(4) 火災防御活動</p> <p>(5) 救急救助活動</p> <p>(6) <u>臓器等搬送活動</u></p> <p><u>(7)</u> その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動</p> <p>2 市における措置 市長は、防災ヘリコプターの<u>応援要請</u>をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。 (略)</p> <p>3 緊急時応援要請連絡先 <u>名古屋市消防航空隊運航係</u> 電 話 0568-28-0119 F A X 0568-28-0721</p>
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
186	<p>■ 基本方針</p> <p>○（略）</p> <p>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。</p> <p><u>○災害時には、医療施設自体も被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、災害により医療・助産機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置が必要となることから、救護・保健活動チームを編成し、以下の2点を基本方針として医療救護活動を行う。</u></p> <p><u>①質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス供給体制による実施を図るため、医療救護所の設置等、地域の医療体制の確保を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○（略）</p> <p>○保健医療調整本部及び<u>尾張西部地域</u>保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○（略）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p><u>②尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告し、関係機関との情報の共有を図るとともに、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の供給」が最優先されなければならない。市災害対策本部においては、各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動を実施するための場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。また、県医師会（西名古屋医師会）は、清洲保健センター及び市が指定した場所において、提供を受けたスペース、医薬品、コピー機・電話等の使用可能な機材・設備、専門的能力をもつ要員等（他地域からのボランティア受入れを含む。）を活用して、緊急に救命処置を施すべき重傷患者の選別及び高度医療機関への搬送依頼を最優先で行う。次いで、その他医療救護を必要とする避難所在住の被災者及びその他の自宅滞市民等に対し、必要な医療救護サービスの継続的な供給に努める。</u></p> <p>○（略）</p>	
	第1節 医療救護	第1節 医療救護
183	<p>3 実施体制 市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。 (略)</p>	<p>3 実施体制 市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、<u>健康福祉部長は</u>救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。 (略)</p>
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
194	<p>2 防疫・保健衛生活動の実施 (3) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>2 防疫・保健衛生活動の実施 (3) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p>
	第7章 道路交通規制・緊急輸送対策	第7章 道路交通規制・緊急輸送対策
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）												
197	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)</p>	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置 <u>災害</u>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)</p>												
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策												
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営												
210	<p>4 開設から運営までの手順 (略) なお、水害発生危険性が認められる場合の開設時期については、<u>市民の自主的な避難や地区連絡所としての機能確保のため、避難勧告の発令以前から開設されている必要がある。避難勧告の発令基準等を参考にして、河川の水位、市内及び上流部の降雨状況等を参考にして、総合的に判断する。</u></p>	<p>4 開設から運営までの手順 (略) なお、水害発生危険性が認められる場合の開設時期については、<u>河川の水位、市内及び上流部の降雨状況等をモニターしながら、市民が安全に避難するための時間を考慮して判断する。</u></p>												
	第10章 水・食料・生活必需品等の供給	第10章 水・食料・生活必需品等の供給												
	第2節 食料の供給	第2節 食料の供給												
228	<p>2 食料の応急供給体制の確立 (1) 食料物資供給チームの編成 市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。 (略) (4) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>政策統括宣</u>）に要請を行うことができる。(略)</p>	<p>2 食料の応急供給体制の確立 (1) 食料物資供給チームの編成 市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、<u>市民環境部長</u>は食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。 (略) (4) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>農政局長</u>）に要請を行うことができる。(略)</p>												
229	<p>(5) 食料の輸送 イ 食料の集積・配送拠点 食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、<u>次のとおり</u>とする。(略)</p>	<p>(5) 食料の輸送 イ 食料の集積・配送拠点 食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、<u>新川地域文化広場</u>とする。(略)</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th><u>あらまし</u></th> <th><u>備 考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川地域文化広場</td> <td><u>新川スポーツセンター、 新川文化ホール、 ふれあい広場、はなのき広場</u></td> <td><u>主要地方道名古屋祖父江線沿い 西春日井広域事務組合消防本部 西消防署近接</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	<u>あらまし</u>	<u>備 考</u>	新川地域文化広場	<u>新川スポーツセンター、 新川文化ホール、 ふれあい広場、はなのき広場</u>	<u>主要地方道名古屋祖父江線沿い 西春日井広域事務組合消防本部 西消防署近接</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th><u>住所</u></th> <th><u>荷捌き・保管場所・支援事項</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川地域文化広場 (カルチバ新川)</td> <td><u>清須市寺野美鈴60番地</u></td> <td><u>保管場所：カルチバ新川 荷捌き：北側駐車場</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	<u>住所</u>	<u>荷捌き・保管場所・支援事項</u>	新川地域文化広場 (カルチバ新川)	<u>清須市寺野美鈴60番地</u>	<u>保管場所：カルチバ新川 荷捌き：北側駐車場</u>
施設名称	<u>あらまし</u>	<u>備 考</u>												
新川地域文化広場	<u>新川スポーツセンター、 新川文化ホール、 ふれあい広場、はなのき広場</u>	<u>主要地方道名古屋祖父江線沿い 西春日井広域事務組合消防本部 西消防署近接</u>												
施設名称	<u>住所</u>	<u>荷捌き・保管場所・支援事項</u>												
新川地域文化広場 (カルチバ新川)	<u>清須市寺野美鈴60番地</u>	<u>保管場所：カルチバ新川 荷捌き：北側駐車場</u>												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）						
		<table border="1"> <tr> <td><u>麒麟麦酒株式会社 名古屋工場</u></td> <td><u>清須市寺野花笠100番地</u></td> <td>保管場所：<u>第1製品荷捌所東側底</u> 支援事項：<u>フォークリフト、オペレーター、パレット</u></td> </tr> <tr> <td><u>ミライノ株式会社</u></td> <td><u>清須市春日長久寺61番地</u></td> <td>保管場所：<u>本社倉庫</u> 支援事項：<u>一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット</u></td> </tr> </table>	<u>麒麟麦酒株式会社 名古屋工場</u>	<u>清須市寺野花笠100番地</u>	保管場所： <u>第1製品荷捌所東側底</u> 支援事項： <u>フォークリフト、オペレーター、パレット</u>	<u>ミライノ株式会社</u>	<u>清須市春日長久寺61番地</u>	保管場所： <u>本社倉庫</u> 支援事項： <u>一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット</u>
<u>麒麟麦酒株式会社 名古屋工場</u>	<u>清須市寺野花笠100番地</u>	保管場所： <u>第1製品荷捌所東側底</u> 支援事項： <u>フォークリフト、オペレーター、パレット</u>						
<u>ミライノ株式会社</u>	<u>清須市春日長久寺61番地</u>	保管場所： <u>本社倉庫</u> 支援事項： <u>一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット</u>						
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策						
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置						
247	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略)	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略)						
248	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置 (略)	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置 (略)						
	第14章 航空災害対策	第14章 航空災害対策						
	第1節 愛知県名古屋飛行場	第1節 愛知県名古屋飛行場						
252	2 航空自衛隊における措置 (4) 応急活動及び事故現場の復旧 救助、捜索等応急活動を実施するとともに、事故現場の復旧を行う。 3 市における措置 (3) 救助及び消防活動 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 (略)	2 航空自衛隊における措置 (4) 応急活動及び事故現場の復旧 救助、捜索等応急活動を実施するとともに、事故現場の復旧を行う。 <u>また事故に関する情報交換及び救難活動に関する連絡調整を円滑に実施するため、事故現場付近に現地連絡所を設置する。</u> 3 市における措置 (3) 救助及び消防活動 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 <u>また航空自衛隊が設置する現地連絡所の場所を提供するとともに、必要に応じ連絡員を派遣する。</u> (略)						
	第16章 道路災害対策	第16章 道路災害対策						
	第1節 道路災害対策	第1節 道路災害対策						

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
260	<p>1 道路管理者（市、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(5) 他の道路管理者への応援要<u>求</u></p>	<p>1 道路管理者（市、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(5) 他の道路管理者への応援要<u>請</u></p>
	第23章 学校における対策	第23章 学校における対策
	第5節 教科書・学用品等の給与	第5節 教科書・学用品等の給与
291	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与</p> <p>市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立<u>小・中学校</u>等の児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与</p> <p>市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した<u>市立学校</u>等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p>
	第6節 児童生徒の「こころのケア」対策	第6節 児童生徒の「こころのケア」対策
	<p>2 児童生徒の「こころのケア」対策</p> <p>児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。</p> <p><u>なお、以下には、阪神淡路大震災においてまとめられた「報告書」をもとに、対策上のポイントをいくつか示す。</u></p> <p><u>(1) 災害ストレスのサイン</u></p> <p><u>子どもたちの中には、災害後、何らかの形で「災害ストレスのサイン」を出している場合がある。一番多いサインは「眠れなくなる」ことである。その他「地震ごっこ」等の遊びの形で表れるものや「赤ちゃん化」と総称されるもの等がある。いずれの場合も「災害ストレスのサイン」として、見逃さないこと、そしてむやみに否定的な態度をとることなく、しっかり受け止めることが大切である。以下に代表的なものを示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>指をしゃぶるようになる</u> ● <u>親や教師にまわりつくようになる（べたつき）</u> ● <u>食欲がなくなる</u> ● <u>おねしょや便をもらすようになる</u> ● <u>ちょっとしたことで泣くようになる</u> ● <u>うまくしゃべれなくなる</u> ● <u>暗い所を怖がるようになる</u> ● <u>仲間からひきこもりがちになる</u> ● <u>眠れなくなる</u> 	<p>2 児童生徒の「こころのケア」対策</p> <p>児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。</p> <p><u>(削除)</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>イライラする</u> ● <u>悪夢を見てうなされるようになる</u> ● <u>一人になるのをいやがる</u> ● <u>何事にもおどおどする</u> ● <u>胃の調子が悪くなる</u> ● <u>頭痛や腹痛を訴えるようになる</u> ● <u>学校の勉強を一生懸命やらなくなる</u> <p><u>(2) こころのケアのための教職員の援助の仕方</u></p> <p><u>「こころのケア」とは、「災害体験をしたことが意識の底におさまっているのを、いい形で児童生徒のこころの底に整理されるように援助する」ことであるという。そこで、以下には、「こころのケアのための教職員の援助の仕方」の原則について示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもと向かい合い、話の途中で切ることなく、最後まで聴く</u> ● <u>子どもの話を心から共感して聴く</u> ● <u>「がんばろう」・「がんばれ」は禁句</u> ● <u>子どもの話に「なぜ」「どうして」等質問せず、話にひろがりを持たせるように相槌を打つ</u> ● <u>まずは、子どものいうとおり、するとおりに応じる</u> ● <u>教師がモデルを示す</u> ● <u>子どもと被災体験を共有化する</u> ● <u>専門家に相談する</u> 	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和4年1月）	修正後（令和5年1月修正）																																					
	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策																																					
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																					
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制																																					
305	<p>2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>フェーズ</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒態勢</td> <td>フェーズ1： 黄（イエロー）</td> <td>第1警戒配備</td> <td>市内で震度4を観測した地震が発生したとき</td> <td>情報収集及び伝達に必要な人員（災害対策関係部課）</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2： 黄（イエロー）</td> <td>第2警戒配備</td> <td>軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき</td> <td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部</td> <td>フェーズ3： 橙（オレンジ）</td> <td>第1非常配備</td> <td>(1) 市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき</td> <td>災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>フェーズ4： 橙（オレンジ）</td> <td>第2非常配備</td> <td>(1) 市内で震度5強を観測した地震が発生したとき (2) 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td>総合的な応急対策活動に必要な人員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒配備	市内で震度4を観測した地震が発生したとき	情報収集及び伝達に必要な人員（災害対策関係部課）	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒配備	軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常配備	(1) 市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員	フェーズ4： 橙（オレンジ）	第2非常配備	(1) 市内で震度5強を観測した地震が発生したとき (2) 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員	<p>2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>第1非常配備</td> <td>1. 市内で震度4の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td> <td>1. 危機管理部職員 2. 第1非常配備班のうち1班 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1. 市内で震度5弱の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td> <td>1. 本部職員 2. 危機管理部職員 3. 庶務班 4. 避難所庶務班 5. 第1非常配備班のうち2班 6. ポンプ場配置職員 7. 施設を所管する課等の職員 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1. 市内で震度5強以上の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指令名	指令基準	配備人員	災害対策本部	第1非常配備	1. 市内で震度4の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1. 危機管理部職員 2. 第1非常配備班のうち1班 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。	第2非常配備	1. 市内で震度5弱の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1. 本部職員 2. 危機管理部職員 3. 庶務班 4. 避難所庶務班 5. 第1非常配備班のうち2班 6. ポンプ場配置職員 7. 施設を所管する課等の職員 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。	第3非常配備	1. 市内で震度5強以上の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員																																			
警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒配備	市内で震度4を観測した地震が発生したとき	情報収集及び伝達に必要な人員（災害対策関係部課）																																			
	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒配備	軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																			
災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常配備	(1) 市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員																																			
	フェーズ4： 橙（オレンジ）	第2非常配備	(1) 市内で震度5強を観測した地震が発生したとき (2) 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員																																			
区分	指令名	指令基準	配備人員																																				
災害対策本部	第1非常配備	1. 市内で震度4の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1. 危機管理部職員 2. 第1非常配備班のうち1班 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。																																				
	第2非常配備	1. 市内で震度5弱の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1. 本部職員 2. 危機管理部職員 3. 庶務班 4. 避難所庶務班 5. 第1非常配備班のうち2班 6. ポンプ場配置職員 7. 施設を所管する課等の職員 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。																																				
	第3非常配備	1. 市内で震度5強以上の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員																																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	フェーズ 5: 赤（レッド）	第3非常 配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測した 地震が発生したとき (2) 市内全域にわたる大規模な災害 が発生したとき又はそのおそれがあるとき	全職員	
305	4 職員の配置及びサービス (略) (3) 職員のサービス すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。 <u>なお、病弱者、身体不自由等で応急活動の実施が困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外する。</u>				4 職員の配置及びサービス (略) (3) 職員のサービス すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。 <u>(削除)</u> (略)
310	所掌事務 表中 部 健康福祉部 班（班長） 高齢福祉班 7 介護サービス提供事業者との連絡調整に関すること 班（班長） 保健班 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること 5 保健所との連絡調整に関すること <u>(追加)</u>				所掌事務 表中 部 健康福祉部 班（班長） 高齢福祉班 7 介護サービス提供事業者との連絡調整 <u>(施設の被害、サービスの継続状況等)</u> に関すること 班（班長） 保健班 3 医師会等医療関係機関との連絡調整 <u>(施設の被害、医療の継続状況等)</u> に関すること 5 保健所との連絡調整 <u>(施設の被害、医療の継続状況等)</u> に関すること 10 <u>医療救護所の開設、運営に関すること</u>
第5節 災害救助法の適用					
317	1 市における措置（災害救助法第13条） (3) 事務委任により想定している各救助事務 表中 「住宅の応急修理」－「局地災害の場合」 市 <u>町村</u> （県が委任） 「救助の種類」・「学用品の給与」				1 市における措置（災害救助法第13条） (3) 事務委任により想定している各救助事務 表中 「住宅の応急修理」－「局地災害の場合」 市（県が委任） 「救助の種類」・「学用品の給与」

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

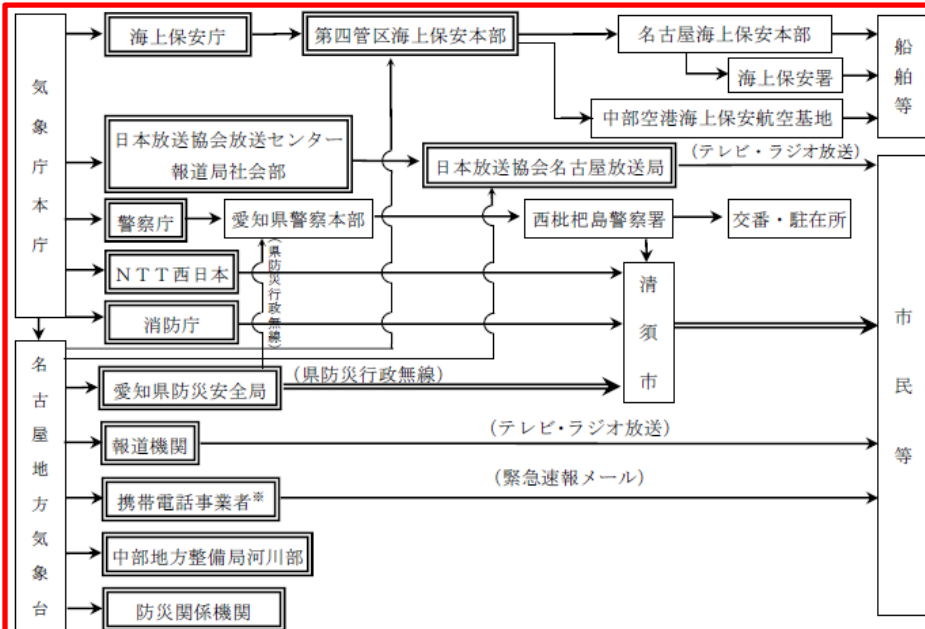
	市町村立小・中学校等児童生徒分 県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	市立学校児童生徒分 県立学校、私立学校等児童生徒分
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達
318	<p>1 気象庁及び及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表する。</p> <p>(1) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。<u>（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・<u>伝達</u>する。</p> <p>(1) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p><u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u></p> <p><u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

319

5 地震等情報の伝達

(1) 地震情報、津波警報等は、市民に対し極めて迅速に周知されなければならないので、次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第2節 避難の指示

1 市における措置

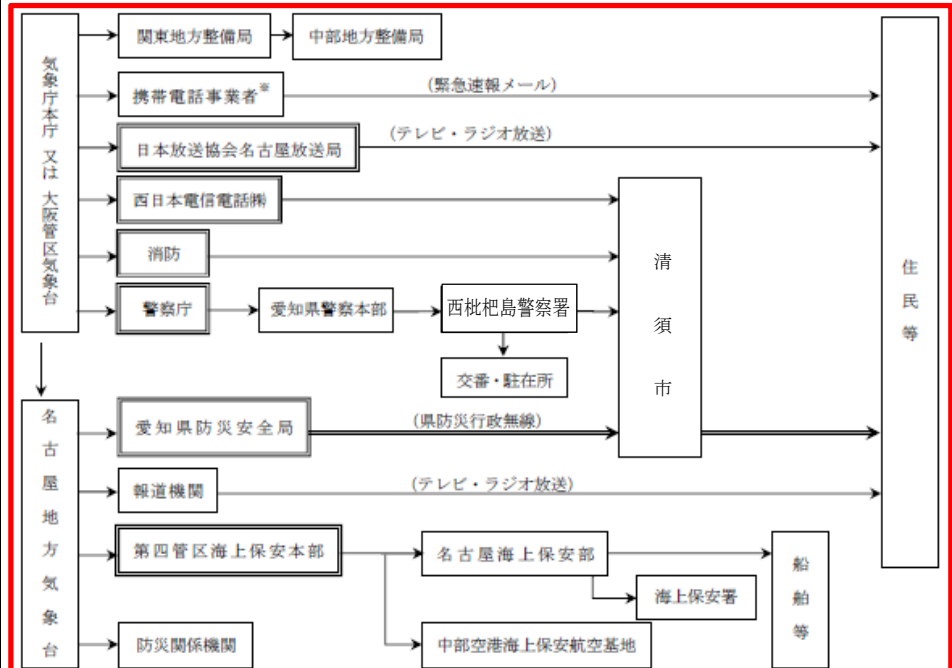
(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

321

5 地震等情報の伝達

(1) 地震情報、津波警報等は、市民に対し極めて迅速に周知されなければならないので、次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2節 避難情報

1 市における措置

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

		<u>要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。</u>
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
327	1 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u> 県防災情報システムの <u>防災地理情報システム</u> を有効に活用する。 (3) 行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、(略)	1 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 <u>報告に当たり、</u> 市長は、県防災情報システムを有効に活用する。 (3) <u>安否不明者・</u> 行方不明者の情報収集 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で <u>安否不明者・</u> 行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、 <u>安否不明者・</u> 行方不明者として把握した者が、(略)
328	(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、 <u>自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）</u> に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、(略)	(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、(略)

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

333

6 重要な災害情報の収集伝達

【報告先】

被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項
（尾張県民事務所への連絡先）

区分	第1非常配備	第2非常配備 <u>（準備体制）</u>	第2非常配備 <u>（警戒体制）</u>	第3非常配備		
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 （三の丸庁舎4階）		災害対策センター（三の丸庁舎 地下2階災害対策室）		
	西日本電 信電話株 式会社	庁舎 代表	052-961-7211		庁舎 代表	
		防 災	内線	2436、2437	庁舎 代表	052-961-7211
			直通	052-961-1474		
		消 防	内線	<u>2435</u> 、2438	内線	2901、2428
			直通	052-961-1464		
		保 安	内線	2433、 <u>2434</u>	直通	052-973-4595
			直通	052-961-1519		
		安 全	内線	2405、2406	直通	052-973-4595
			直通	052-961-1436		
		西日本電 信電話株 式会社 （FAX）	052-951-9106		直通	052-973-4596
		防災行政 無線	防災	602-1101、2436、2437		総括班
			消防	602-2435、2438		総務班
	保安		602-2433～2434		情報班	
	安 全		<u>602-2405、2406</u>			
			緊急物 資班			

6 重要な災害情報の収集伝達

【報告先】

被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項
（尾張県民事務所への連絡先）

区分	第1非常配備	第2非常配備 準備体制	第2非常配備 <u>準備強化体制</u>	警戒態勢	第3非常配備	
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 （三の丸庁舎4階）		災害対策センター （三の丸庁舎地下2階災害対策室）		
	<u>NTT</u>	庁舎 代表	052-961-7211		庁舎 代表	052-961-7211
		防 災	内線	<u>2432</u> 、2436、2437		
			直通	052-961-1474		
		消 防	内線	2435、2438	直通	052-973-4595
			直通	052-961-1464		
		保 安	内線	2433、 <u>2435</u>	直通	052-973-4596
			直通	052-961-1519		
		安 全	内線	2405、2406	直通	052-973-4596
			直通	052-961-1436		
		<u>NTT</u> （FAX）	052-951-9106		直通	052-973-4596
		防災行政 無線	防災	602-1101、 <u>2432</u> 、2436、2437		総括班
			消防	602-2435、2438		総務班
	保安		602-2433～2434		情報班	
			緊急物資班			

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

勤務時間外	支援班	602-1107		防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150		支援班	602-1107	
	県民相談	602-2271、2313、 2522、2602			無線発信番号-602-1150		無線発信番号-602-1150		
	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1151		勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)	
	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		NTT	庁舎代表		052-961-7211		上記勤務時間内の欄と同じ
		西日本電信電話株式会社	直通		052-961-1474		直通	052-961-1474	
	西日本電信電話株式会社	052-951-9106		NTT (FAX)	052-951-9106				
	防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2436、2437		防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2436、2437				
防災行政無線	無線発信番号-602-1152		防災行政無線	無線発信番号-602-1150					

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

（県への連絡先）

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
	本庁舎2階防災安全局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	西日本電信電話株式会社	052-951-3800 (災害対策課直通)		052-971-7104 (広報部 広報班)	
		052-951-1382 (消防保安課直通)		052-971-7105 (総括部 総括班)	
		052-961-2111 (代表)		052-961-2111 (代表)	
		内線 2512 (災害)	内線 5302~5304 (総括部総括班)		
		内線 2512 (特殊災害)	内線 5306~5307 (総括部渉外班)		
		内線 2549 (火災)	内線 5308~5310 (広報部広報班)		
		内線 2548 (危険物)	内線 5311~5312 (情報部整理班)		

（県への連絡先）

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	警戒態勢	第3非常配備
勤務時間内	NTT	052-954-6193 (災害対策課直通)		052-971-7104 (広報部 広報班)		
		052-954-6141 (消防保安課直通)		052-971-7105 (総括部 総括班)		
		052-961-2111 (代表)		052-961-2111 (代表)		
		内線 2512 (災害)	内線 5302~5304 (総括部総括班)			
		内線 2512 (特殊災害)	内線 5306~5307 (総括部渉外班)			
		内線 2522 (火災)	内線 5308~5310 (広報部広報班)			
		内線 2522 (危険物)	内線 5311~5312 (情報部整理班)			

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	内線 2523 (救急・救助) (直通)052-954-6193(災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	内線 5313～5316 (情報部部局班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5320～5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)		内線 <u>2539</u> (救急・救助) (直通) 052-954-6193(災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 <u>5313</u> 、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)	
	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通 信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内 (救急・救助)) 052-954-6994(1階消防保安課内 (火災・危険物))	052-971-7103 052-971-7106	NTT (FAX)	052-971-7103 052-971-7106 <u>052-973-4107</u> 052-954-6994(1階消防保安課内 (火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内 (救急・救助))	
	防災行 政無線	8-600-2512 (2階災害対策課内) 8-600-2512 (災害) 8-600-2512 (特殊災害) 8-600-2549 (火災) 8-600-2548 (危険物) 8-600-2523 (救急・救助)	8-600-1360～1362 (総括部統括班) 8-600-1363 (総括部渉外班) 8-600-1364 (広報部広報班) 8-600-1365 (情報部部局班) 8-600-1366 (情報部方面班) 8-600-1367 (情報部公共機関班) 8-600-1368 (情報部調査班)	防災行政無線	8-600-2512 (災害) 8-600-2512 (特殊災害) 8-600- <u>2522</u> (火災) 8-600- <u>2522</u> (危険物) 8-600- <u>2539</u> (救急・救命)	8-600-1360～1362 (総括部統括班) 8-600-1363 (総括部渉外班) <u>8-600-1376</u> (総括部復旧班) 8-600-1364 (広報部広報班) 8-600-1365 (情報部局・公共機関班) 8-600-1366 (情報部方面班) 8-600- <u>1322</u> (情報部調査班) <u>8-600-1321</u> (県警連絡員) <u>8-600-1324</u> (自衛隊連絡員)
	防災行 政無線 (FAX)	8-600-1510	8-600-1514	防災行政無線 (FAX)	8-600-1510	8-600-1514
	西日本 電信電 話株式 会社	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ	NTT (FAX)	052-954-6844 (宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ
	勤務時 間外			NTT (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)	同 上
				防災行政無線	600-5250～5253 (宿日直室)	同 上
				防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)	同 上

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">勤務時間外</td> <td>西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)</td> <td>052-954-6995（宿日直室）</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>防災行 政無線</td> <td>600-5250～5253（宿日直室）</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>防災行 政無線 (FAX)</td> <td>600-4695（宿日直室）</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="2">saigaitaisaku@pref.aichi.lg.</td> <td></td> </tr> </table> <p>(消防庁への連絡先) 勤務時間内</p> <table border="1"> <tr> <td>(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-<u>7527</u> 9-048-500-<u>7537</u>(FAX)</td> </tr> </table> <p>夜間・休日時（消防庁宿直室）</p> <table border="1"> <tr> <td>(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-<u>7782</u> 9-048-500-<u>7789</u>(FAX)</td> </tr> </table>	勤務時間外	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)	052-954-6995（宿日直室）	同 上	防災行 政無線	600-5250～5253（宿日直室）	同 上	防災行 政無線 (FAX)	600-4695（宿日直室）	同 上	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.			(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>7527</u> 9-048-500- <u>7537</u> (FAX)	(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>7782</u> 9-048-500- <u>7789</u> (FAX)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">e-mail</td> <td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>sginfo@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td> </tr> <tr> <td>防災webメール</td> <td>kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照)</td> </tr> </table> <p>(消防庁への連絡先) 勤務時間内</p> <table border="1"> <tr> <td>(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-<u>90-43421~43426</u> 9-048-500-<u>90-49033</u>(FAX)</td> </tr> </table> <p>夜間・休日時（消防庁宿直室）</p> <table border="1"> <tr> <td>(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-<u>90-49102</u> 9-048-500-<u>90-49036</u>(FAX)</td> </tr> </table>	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	sginfo@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照)	(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>90-43421~43426</u> 9-048-500- <u>90-49033</u> (FAX)	(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>90-49102</u> 9-048-500- <u>90-49036</u> (FAX)
勤務時間外	西日本 電信電 話株式 会社 (FAX)		052-954-6995（宿日直室）	同 上																										
	防災行 政無線		600-5250～5253（宿日直室）	同 上																										
	防災行 政無線 (FAX)	600-4695（宿日直室）	同 上																											
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.																													
(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>7527</u> 9-048-500- <u>7537</u> (FAX)																													
(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>7782</u> 9-048-500- <u>7789</u> (FAX)																													
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp																													
	sginfo@pref.aichi.lg.jp																													
	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp																													
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照)																													
(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>90-43421~43426</u> 9-048-500- <u>90-49033</u> (FAX)																													
(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500- <u>90-49102</u> 9-048-500- <u>90-49036</u> (FAX)																													
<p>第2節 通信手段の確保</p>		<p>第2節 通信手段の確保</p>																												
337	<p>2 連絡システムの整備</p> <p>(1) <u>災害時優先電話の登録</u></p> <p>市は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び輻そうの回避を図るとともに、災害情報通信の窓口の統一を図るため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録し、指定電話とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>災害時優先電話 052-400-2912</p> </div> <p>(2) <u>連絡責任者</u></p> <p>市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) <u>専用通信の使用</u></p> <p>防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p> <p>なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。</p> <p>(2) <u>防災相互通信用無線局の使用</u></p> <p>市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報</p>																												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

(3) 通信事務従事者

各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信事務従事者を指名する。

通信事務従事者は、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

(4) その他

市各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：危機管理部危機管理課）に修正の報告を行う。

3 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

(1) 一般電話及び電報

ア 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

イ 非常扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報としてすべての電報に優先して取り扱われる。

ウ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消

の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ロ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(ハ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(ニ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(ホ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(ヘ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(コ) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(3) 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより円滑な放送の依頼を確保する。

(4) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請等を迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

4 清須市防災行政用無線

緊急を要する市内の通信連絡は、防災行政無線を利用して行う。

5 愛知県防災行政用無線

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政用無線を利用して受信する。

また、一般電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡も愛知県防災行政用無線を利用して行う。

6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信）

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下、「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常無線通信の内容

ア 人命の救助に関するもの。

イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するも

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p><u>の。</u></p> <p><u>ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。</u></p> <p><u>エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。</u></p> <p><u>オ 遭難者救助に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発注する者を含む。）</u></p> <p><u>カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。</u></p> <p><u>キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要なもの。</u></p> <p><u>ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</u></p> <p><u>ケ 電力設備の修理復旧に関するもの。</u></p> <p><u>コ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</u></p> <p><u>(2) 非常通信の発受</u></p> <p><u>非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上で発信する。</u></p> <p><u>(3) 非常通信の依頼</u></p> <p><u>非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。</u></p> <p><u>(4) 利用者の心得</u></p> <p><u>非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱いが便宜であるよう、次の事項を守るように心がけねばならない。</u></p> <p><u>ア 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成にあたってはできる限り次の要領による。</u></p> <p><u>(ア) 電報様式とし、電報発信紙又は適宜の用紙にカタカナで書くこと。</u></p> <p><u>(イ) 通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文200字</u></p>	<p><u>いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。</u></p> <p><u>イ 専用電話</u></p> <p><u>災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。</u></p> <p><u>(7) 放送の依頼</u></p> <p><u>知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。</u></p> <p><u>なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p><u>(8) 県防災情報システムの使用</u></p> <p><u>各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p>
--	---

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

340	<p><u>以内とする。</u></p> <p><u>(ウ) 宛先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載すること。</u></p> <p><u>(エ) 本文の末尾に発信人名を記載すること。</u></p> <p><u>(オ) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載すること。</u></p> <p><u>イ 非常通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想される者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないため、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>ウ 非常通報はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるため、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p> <p>7 放送の依頼</p> <p><u>市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を知事を通じて依頼することができる。</u></p> <p>8 無線通信の連絡にあたっての留意事項 (略)</p> <p>9 通信連絡系統 (略)</p>	<p>3 無線通信の連絡にあたっての留意事項 (略)</p> <p>4 通信連絡系統 (略)</p>
第3節 広報		
345	<p>1 災害広報体制の確立</p> <p>(4) 防災関係機関との連携</p> <p>イ 西日本電信電話株式会社名古屋支店</p> <p>西日本電信電話株式会社名古屋支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。</p>	<p>1 災害広報体制の確立</p> <p>(4) 防災関係機関との連携</p> <p>イ 西日本電信電話株式会社東海支店</p> <p>西日本電信電話株式会社東海支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣																
356	4 災害派遣部隊の活動範囲 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:85%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	活動内容	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	4 災害派遣部隊の活動範囲 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:85%;">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>入浴支援</td> <td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	活動内容	(略)	(略)	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
項 目	活動内容																	
(略)	(略)																	
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																	
項 目	活動内容																	
(略)	(略)																	
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。																	
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。																	
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保																
360	2 防災活動拠点の確保 (略) <p>【表1 防災活動拠点の区分と要件等】表中</p> 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 宿泊施設」	2 防災活動拠点の確保 (略) <p>【表1 防災活動拠点の区分と要件等】表中</p> 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 <u>できれば</u> 宿泊施設」																
	第5章 救出・救助	第5章 救出・救助																
	第2節 防災ヘリコプターの活用	第2節 防災ヘリコプターの活用																
365	1 活動内容 愛知県防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況調査等の情報収集活動 (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送 (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動 (4) 火災防御活動 (5) 救急救助活動 (6) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動 	1 活動内容 愛知県防災ヘリコプターはその特性を十分に活用でき、必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況調査等の情報収集活動 (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送 (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動 (4) 火災防御活動 (5) 救急救助活動 (6) <u>臓器等搬送活動</u> <u>(7)</u> その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活 																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>2 出動要請（防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ） 市長は、防災ヘリコプターの活用をするときは、あらかじめ<u>県（防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ）</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事</u>に提出する。 (略)</p> <p>3 緊急時応援要請連絡先 <u>防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ</u> 電 話 0568-29-3121 F A X 0568-29-3123</p>	<p>動</p> <p>2 市における措置 市長は、防災ヘリコプターの<u>応援要請</u>をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。 (略)</p> <p>3 緊急時応援要請連絡先 <u>名古屋市消防航空隊運航係</u> 電 話 0568-28-0119 F A X 0568-28-0721</p>	
第6章 消防活動・危険性物質対策		第6章 消防活動・危険性物質対策	
第1節 消防活動		第1節 消防活動	
370	<p>2 消防団の活動 (6) 避難方向の指示 避難の指示・勧告がなされた場合は、(略)</p>	<p>2 消防団の活動 (6) 避難方向の指示 避難の指示<u>等</u>がなされた場合は、(略)</p>	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
374	<p>■ 基本方針 (略) ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。 <u>○災害時には、医療施設自体も被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、災害により医療・助産機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置が必要となることから、救護・保健活動チームを編成し、以下の2点を基本方針として医療救護活動を行う。</u> <u>①質・量両面において、医療救護活動は迅速かつ圧倒的なサービス供給体制による実施を図るため、医療救護所の設置等、地域の医療体制の確保を図る。</u> <u>②尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告し、関係機関との情報の共有を図るとともに、広域的な医</u></p>	<p>■ 基本方針 (略) ○保健医療調整本部及び<u>尾張西部地域</u>保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。 <u>(削除)</u> (略)</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p><u>療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の供給」が最優先されなければならない。市災害対策本部においては、各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動を実施するための場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。また、県医師会（西名古屋医師会）は、清洲保健センター及び市が指定した場所において、提供を受けたスペース、医薬品、コピー機・電話等の使用可能な機材・設備、専門的能力をもつ要員等（他地域からのボランティア受入れを含む。）を活用して、緊急に救命処置を施すべき重傷患者の選別及び高度医療機関への搬送依頼を最優先で行う。次いで、その他医療救護を必要とする避難所在住の被災者及びその他の自宅滞在市民等に対し、必要な医療救護サービスの継続的な供給に努める。</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第1節 医療救護</p>	<p>第1節 医療救護</p>
374	<p>1 市における措置 (2) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、(略)</p> <p>3 実施体制 市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。 (略)</p>	<p>1 市における措置 (2) 市は、<u>尾張西部</u>地域災害医療対策会議に参画して、(略)</p> <p>3 実施体制 市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、<u>健康福祉部長</u>は救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。 (略)</p>
	<p>第2節 防疫・保健衛生</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p>
386	<p>2 防疫・保健衛生活動の実施 (3) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>2 防疫・保健衛生活動の実施 (3) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p>
	<p>第8章 道路交通規制・緊急輸送対策</p>	<p>第8章 道路交通規制・緊急輸送対策</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

第1節 道路交通規制等		第1節 道路交通規制等																				
389	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)</p>	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置 <u>災害</u>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)</p>																				
第11章 水・食料・生活必需品等の供給		第11章 水・食料・生活必需品等の供給																				
第2節 食料の供給		第2節 食料の供給																				
419	<p>2 食料の応急供給体制の確立 (1) 食料物資供給チームの編成 市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。 (略) (4) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>政策統括</u> <u>宣</u>）に要請を行うことができる。(略) (5) 食料の輸送 イ 食料の集積・配送拠点 食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、<u>次のとおり</u>とする。(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th><u>あらし</u></th> <th><u>備 考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新川地域文化 広場</td> <td><u>新川スポーツセンター、</u></td> <td rowspan="2"><u>主要地方道名古屋祖父江線沿い</u> <u>西春日井広域事務組合消防本部</u> <u>西消防署近接</u></td> </tr> <tr> <td><u>新川文化ホール、</u> <u>ふれあい広場、はなのき広場</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	<u>あらし</u>	<u>備 考</u>	新川地域文化 広場	<u>新川スポーツセンター、</u>	<u>主要地方道名古屋祖父江線沿い</u> <u>西春日井広域事務組合消防本部</u> <u>西消防署近接</u>	<u>新川文化ホール、</u> <u>ふれあい広場、はなのき広場</u>	<p>2 食料の応急供給体制の確立 (1) 食料物資供給チームの編成 市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、<u>市民環境部長</u>は食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。 (略) (4) 米穀の原料調達 ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>農政局長</u>）に要請を行うことができる。(略) (5) 食料の輸送 イ 食料の集積・配送拠点 食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、<u>新川地域文化</u> <u>広場</u>とする。(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th><u>住所</u></th> <th><u>荷捌き・保管場所・支援事項</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川地域文化広場 <u>(カルチバ新川)</u></td> <td><u>清須市寺野美鈴60番地</u></td> <td><u>保管場所：カルチバ新川</u> <u>荷捌き：北側駐車場</u></td> </tr> <tr> <td><u>麒麟麦酒株式会社</u> <u>名古屋工場</u></td> <td><u>清須市寺野花笠100番地</u></td> <td><u>保管場所：第1製品荷捌所東側底</u> <u>支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット</u></td> </tr> <tr> <td><u>ミライノ株式会社</u></td> <td><u>清須市春日長久寺61番地</u></td> <td><u>保管場所：本社倉庫</u> <u>支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット</u></td> </tr> </tbody> </table>		施設名称	<u>住所</u>	<u>荷捌き・保管場所・支援事項</u>	新川地域文化広場 <u>(カルチバ新川)</u>	<u>清須市寺野美鈴60番地</u>	<u>保管場所：カルチバ新川</u> <u>荷捌き：北側駐車場</u>	<u>麒麟麦酒株式会社</u> <u>名古屋工場</u>	<u>清須市寺野花笠100番地</u>	<u>保管場所：第1製品荷捌所東側底</u> <u>支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット</u>	<u>ミライノ株式会社</u>	<u>清須市春日長久寺61番地</u>	<u>保管場所：本社倉庫</u> <u>支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット</u>
施設名称	<u>あらし</u>	<u>備 考</u>																				
新川地域文化 広場	<u>新川スポーツセンター、</u>	<u>主要地方道名古屋祖父江線沿い</u> <u>西春日井広域事務組合消防本部</u> <u>西消防署近接</u>																				
	<u>新川文化ホール、</u> <u>ふれあい広場、はなのき広場</u>																					
施設名称	<u>住所</u>	<u>荷捌き・保管場所・支援事項</u>																				
新川地域文化広場 <u>(カルチバ新川)</u>	<u>清須市寺野美鈴60番地</u>	<u>保管場所：カルチバ新川</u> <u>荷捌き：北側駐車場</u>																				
<u>麒麟麦酒株式会社</u> <u>名古屋工場</u>	<u>清須市寺野花笠100番地</u>	<u>保管場所：第1製品荷捌所東側底</u> <u>支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット</u>																				
<u>ミライノ株式会社</u>	<u>清須市春日長久寺61番地</u>	<u>保管場所：本社倉庫</u> <u>支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット</u>																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
438	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 （略）</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置 （略）</p>	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 （略）</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置 （略）</p>
	第17章 学校における対策	第17章 学校における対策
	第5節 教科書・学用品等の給与	第5節 教科書・学用品等の給与
461	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校等の児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。</p>
	第6節 児童生徒の「こころのケア」対策	第6節 児童生徒の「こころのケア」対策
462	<p>2 児童生徒の「こころのケア」対策</p> <p>児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。 <u>なお、以下には、阪神淡路大震災においてまとめられた「報告書」をもとに、対策上のポイントをいくつか示す。</u></p> <p><u>(1) 災害ストレスのサイン</u></p> <p><u>子どもたちの中には、災害後、何らかの形で「災害ストレスのサイン」を出している場合がある。一番多いサインは「眠れなくなる」ことである。その他「地震ごっこ」等の遊びの形で表れるものや「赤ちゃん化」と総称されるもの等がある。いずれの場合も「災害ストレスのサイン」として、見逃さないこと、そしてむやみに否定的な態度をとることなく、しっかり受け止めることが大切である。以下に代表的なものを示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>指をしゃぶるようになる</u> ● <u>親や教師にまとわりつくようになる（べたつき）</u> ● <u>食欲がなくなる</u> ● <u>おねしょや便をもらすようになる</u> ● <u>ちょっとしたことで泣くようになる</u> 	<p>2 児童生徒の「こころのケア」対策</p> <p>児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。 <u>(削除)</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p>462</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>うまくしゃべれなくなる</u> ● <u>暗い所を怖がるようになる</u> ● <u>仲間からひきこもりがちになる</u> ● <u>眠れなくなる</u> ● <u>イライラする</u> ● <u>悪夢を見てうなされるようになる</u> ● <u>一人になるのをいやがる</u> ● <u>何事にもおどおどする</u> ● <u>胃の調子が悪くなる</u> ● <u>頭痛や腹痛を訴えるようになる</u> ● <u>学校の勉強を一生懸命やらなくなる</u> <p>(2) <u>こころのケアのための教職員の援助の仕方</u></p> <p><u>「こころのケア」とは、「災害体験をしたことが意識の底におさまっているのを、いい形で児童生徒のこころの底に整理されるように援助する」ことであるという。そこで、以下には、「こころのケアのための教職員の援助の仕方」の原則について示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもと向かい合い、話の途中で切ることなく、最後まで聴く</u> ● <u>子どもの話を心から共感して聴く</u> ● <u>「がんばろう」・「がんばれ」は禁句</u> ● <u>子どもの話に「なぜ」「どうして」等質問せず、話にひろがりを持たせるように相槌を打つ</u> ● <u>まずは、子どものいうとおり、するとおりに応じる</u> ● <u>教師がモデルを示す</u> ● <u>子どもと被災体験を共有化する</u> ● <u>専門家に相談する</u> <p>3 その他留意すべき事項</p> <p>(1) 学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。</p> <p><u>(事例) ①施錠してある施設について、被災者がガラスを破る等により開場し、すでに体育館等に入ったような場合には、勝手に侵入したことをとがめるのではなく、おだやかな声で「到着が</u></p>	<p>3 その他留意すべき事項</p> <p>(1) 学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>
------------	--	--

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

(略)	<p><u>遅れて申し訳ありません。皆様ご無事で何よりでした。学校は皆様の安全を守ることを第一に考えております。こわれたガラスは、このままでは寒いでしょうから応急的に穴をふさいだりする必要があります。のちほど皆様にお手伝いをお願いすることになると思いますが市職員の方共々避難所の運営にあたりますのでよろしくご協力ください。」等という。</u></p> <p><u>②避難所開設直後については、校内放送の使用を一時控える。少し精神的に落ち着いた状態になってからにするよう配慮する。</u></p>	
-----	---	--

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）	4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策
	第1節 災害廃棄物処理対策	第1節 災害廃棄物処理対策
479	<p>1 市における措置 (4) 激甚な大規模災害が発生した場合 (略) 【災害時の支援体制】</p> <p>全国知事会、中部9県1市協議会、環境省</p> <p>愛知県</p> <p>他県・他県市町村等</p> <p>愛知県衛生事業協同組合 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 一般社団法人愛知県解体工事業連合会 一般社団法人愛知県建設業協会 一般社団法人愛知県土木研究会 一般社団法人日本建設業連合会中部支部 愛知県フロン類排出抑制推進協議会</p> <p>被災していない市町村</p> <p>被災市町村</p>	<p>1 市における措置 (4) 激甚な大規模災害が発生した場合 (略) 【災害時の支援体制】</p> <p>全国知事会、中部9県1市協議会、環境省</p> <p>愛知県</p> <p>他県・他県市町村等</p> <p>愛知県衛生事業協同組合 一般社団法人愛知県産業資源循環協会 一般社団法人愛知県解体工事業連合会 一般社団法人愛知県建設業協会 一般社団法人愛知県土木研究会 一般社団法人日本建設業連合会中部支部 愛知県フロン類排出抑制推進協議会</p> <p>被災していない市町村</p> <p>被災市町村</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）												
	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p>	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p>												
498	<p>4 避難対策等 <u>(追加)</u></p> <p>(1) 事前避難における避難所の運営 事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において（略）</p>	<p>4 避難対策等 <u>(1) 地域住民等の避難行動等</u> 市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、<u>国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</u> 市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、<u>高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p> <p><u>(2) 事前避難における避難所の運営</u> 事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において（略）</p>												
	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p>	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p>												
501	<p>南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="219 1281 1077 1437"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	(略)	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1182 1281 2040 1437"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分後</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分後	調査中	(略)
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件												
地震発生等から5～30分	調査中	(略)												
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件												
地震発生等から5～30分後	調査中	(略)												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応）

頁	修正前（令和4年1月修正）			修正後（令和5年1月修正）		
	地震発生等 から最短で 2時間	巨大地震警 戒	(略)	地震発生等 から最短で 2時間 後	巨大地震警 戒	(略)
巨大地震注 意		巨大地震注 意				
調査終了		調査終了				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	第1編 災害予防	第1編 災害予防
	第1章 放射性物質災害予防対策	第1章 放射性物質災害予防対策
	第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握
505	1 原子力災害に対応する医療機関の把握 (略) 市及び県は、 <u>あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の</u> 原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努める。	1 原子力災害に対応する医療機関の把握 (略) 市及び県は、 <u>原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する</u> 原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努める。
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策
	第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備
508	(4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。	(4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、障害者、 <u>乳幼児</u> 、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）																																																																																																																																																																																														
	第3 各種施設等	第3 各種施設等																																																																																																																																																																																														
	1 防災上注意すべき施設	1 防災上注意すべき施設																																																																																																																																																																																														
9	(1) 公園一覧	(1) 公園一覧																																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>開設面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">街区公園</td> <td>1</td> <td>六ノ条</td> <td>公園</td> <td>西枇杷島町城並三丁目15番地1</td> <td>2,068</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>城跡</td> <td>公園</td> <td>西枇杷島町小田井小田井二丁目8番地1</td> <td>3,011</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>中之切</td> <td>公園</td> <td>春日砂賀東49番地1</td> <td>3,101</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>52</u></td> <td>西牧・新田ふれあい</td> <td>公園</td> <td>春日夢の森81番地</td> <td>971</td> </tr> <tr> <td><u>小計</u></td> <td><u>52</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>104,900</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	番号	名称	所在地	開設面積 (㎡)	街区公園	1	六ノ条	公園	西枇杷島町城並三丁目15番地1	2,068	2	城跡	公園	西枇杷島町小田井小田井二丁目8番地1	3,011	(略)					51	中之切	公園	春日砂賀東49番地1	3,101	<u>(追加)</u>					<u>(追加)</u>						<u>52</u>	西牧・新田ふれあい	公園	春日夢の森81番地	971	<u>小計</u>	<u>52</u>			<u>104,900</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>開設面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">街区公園</td> <td>1</td> <td>六ノ条</td> <td>公園</td> <td>西枇杷島町城並三丁目15番地1</td> <td>2,068</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>城跡</td> <td>公園</td> <td>西枇杷島町小田井小田井二丁目8番地1</td> <td>3,011</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>中之切</td> <td>公園</td> <td>春日砂賀東49番地1</td> <td>3,101</td> </tr> <tr> <td><u>52</u></td> <td><u>西田中一号公園 (蓮池公園)</u></td> <td><u>公園</u></td> <td><u>西田中蓮池138番地</u></td> <td><u>1,009</u></td> </tr> <tr> <td><u>53</u></td> <td><u>西田中二号公園 (松本公園)</u></td> <td><u>公園</u></td> <td><u>西田中松本29番地</u></td> <td><u>1,004</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>54</u></td> <td>西牧・新田ふれあい</td> <td>広場</td> <td>春日夢の森81番地</td> <td>971</td> </tr> <tr> <td><u>小計</u></td> <td><u>54</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>106,913</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	番号	名称	所在地	開設面積 (㎡)	街区公園	1	六ノ条	公園	西枇杷島町城並三丁目15番地1	2,068	2	城跡	公園	西枇杷島町小田井小田井二丁目8番地1	3,011	(略)					51	中之切	公園	春日砂賀東49番地1	3,101	<u>52</u>	<u>西田中一号公園 (蓮池公園)</u>	<u>公園</u>	<u>西田中蓮池138番地</u>	<u>1,009</u>	<u>53</u>	<u>西田中二号公園 (松本公園)</u>	<u>公園</u>	<u>西田中松本29番地</u>	<u>1,004</u>		<u>54</u>	西牧・新田ふれあい	広場	春日夢の森81番地	971	<u>小計</u>	<u>54</u>			<u>106,913</u>																																																																																																
	種別	番号	名称	所在地	開設面積 (㎡)																																																																																																																																																																																											
	街区公園	1	六ノ条	公園	西枇杷島町城並三丁目15番地1	2,068																																																																																																																																																																																										
		2	城跡	公園	西枇杷島町小田井小田井二丁目8番地1	3,011																																																																																																																																																																																										
		(略)																																																																																																																																																																																														
		51	中之切	公園	春日砂賀東49番地1	3,101																																																																																																																																																																																										
		<u>(追加)</u>																																																																																																																																																																																														
		<u>(追加)</u>																																																																																																																																																																																														
		<u>52</u>	西牧・新田ふれあい	公園	春日夢の森81番地	971																																																																																																																																																																																										
	<u>小計</u>	<u>52</u>			<u>104,900</u>																																																																																																																																																																																											
	種別	番号	名称	所在地	開設面積 (㎡)																																																																																																																																																																																											
	街区公園	1	六ノ条	公園	西枇杷島町城並三丁目15番地1	2,068																																																																																																																																																																																										
		2	城跡	公園	西枇杷島町小田井小田井二丁目8番地1	3,011																																																																																																																																																																																										
		(略)																																																																																																																																																																																														
51		中之切	公園	春日砂賀東49番地1	3,101																																																																																																																																																																																											
<u>52</u>		<u>西田中一号公園 (蓮池公園)</u>	<u>公園</u>	<u>西田中蓮池138番地</u>	<u>1,009</u>																																																																																																																																																																																											
<u>53</u>		<u>西田中二号公園 (松本公園)</u>	<u>公園</u>	<u>西田中松本29番地</u>	<u>1,004</u>																																																																																																																																																																																											
	<u>54</u>	西牧・新田ふれあい	広場	春日夢の森81番地	971																																																																																																																																																																																											
<u>小計</u>	<u>54</u>			<u>106,913</u>																																																																																																																																																																																												
	(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設	(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設																																																																																																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">施設種別</th> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="5">浸水想定区域</th> </tr> <tr> <th>庄内川</th> <th>新川</th> <th>五条川</th> <th>木曾川</th> <th>福田川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>病院</td> <td>新川病院</td> <td>土器野267番地</td> <td>052-400-2711</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>有床診療所</td> <td>名西クリニック</td> <td>桃栄二丁目230番地</td> <td>052-400-1121</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>児童館</td> <td>星の宮児童センター</td> <td>阿原星の宮94番地</td> <td>052-400-5932</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>35</u></td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川	1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○		2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○		(略)										34	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○	○		<u>(追加)</u>										<u>(追加)</u>										<u>35</u>	(略)									(略)										<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">施設種別</th> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="5">浸水想定区域</th> </tr> <tr> <th>庄内川</th> <th>新川</th> <th>五条川</th> <th>木曾川</th> <th>福田川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>病院</td> <td>新川病院</td> <td>土器野267番地</td> <td>052-400-2711</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>有床診療所</td> <td>名西クリニック</td> <td>桃栄二丁目230番地</td> <td>052-400-1121</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>児童館</td> <td>星の宮児童センター</td> <td>阿原星の宮94番地</td> <td>052-400-5932</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>35</u></td> <td><u>こども園</u></td> <td><u>ゆめのもりこどもえん</u></td> <td><u>春日八幡裏48</u></td> <td><u>052-325-5144</u></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>36</u></td> <td><u>こども園</u></td> <td><u>はなのもりこどもえん</u></td> <td><u>西枇杷島町城並1丁目9-17</u></td> <td><u>052-908-1187</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>37</u></td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>38</u></td> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川	1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○		2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○		(略)										34	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○	○		<u>35</u>	<u>こども園</u>	<u>ゆめのもりこどもえん</u>	<u>春日八幡裏48</u>	<u>052-325-5144</u>			○	○		<u>36</u>	<u>こども園</u>	<u>はなのもりこどもえん</u>	<u>西枇杷島町城並1丁目9-17</u>	<u>052-908-1187</u>	○	○		○		<u>37</u>	(略)									<u>38</u>	(略)								
No	施設種別						施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域																																																																																																																																																																																						
		庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川																																																																																																																																																																																										
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																																																																
34	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
<u>(追加)</u>																																																																																																																																																																																																
<u>(追加)</u>																																																																																																																																																																																																
<u>35</u>	(略)																																																																																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																																																																																
No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域																																																																																																																																																																																											
					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川																																																																																																																																																																																							
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
(略)																																																																																																																																																																																																
34	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
<u>35</u>	<u>こども園</u>	<u>ゆめのもりこどもえん</u>	<u>春日八幡裏48</u>	<u>052-325-5144</u>			○	○																																																																																																																																																																																								
<u>36</u>	<u>こども園</u>	<u>はなのもりこどもえん</u>	<u>西枇杷島町城並1丁目9-17</u>	<u>052-908-1187</u>	○	○		○																																																																																																																																																																																								
<u>37</u>	(略)																																																																																																																																																																																															
<u>38</u>	(略)																																																																																																																																																																																															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p><u>46</u> (略)</p>	<p><u>48</u> (略)</p>
	<p>第5 条例・規則等</p>	<p>第5 条例・規則等</p>
	<p>19 愛知県防災ヘリコプター応援協定</p>	<p>19 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</p>
<p>147</p>	<p>(目的) <u>第1条 この協定は、愛知県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(協定区域)</u> <u>第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。</u> <u>(災害の範囲)</u> <u>第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。</u> <u>(応援要請)</u> <u>第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。</u> <u>(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</u> <u>(2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合</u> <u>(3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合</u> <u>2 前項の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。</u> <u>(1) 災害の種別</u> <u>(2) 災害の発生場所</u> <u>(3) 災害発生現場の気象状況</u></p>	<p>(目的) <u>第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(協定区域)</u> <u>第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。</u> <u>(支援要請)</u> <u>第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。</u> <u>(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</u> <u>(2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合</u> <u>(3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合</u> <u>2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。</u> <u>3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。</u> <u>(経費)</u> <u>第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p><u>(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</u></p> <p><u>(5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段</u></p> <p><u>(6) 応援に要する資機材の品目及び数量</u></p> <p><u>(7) その他必要な事項</u> <u>(防災航空隊の派遣)</u></p> <p><u>第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。</u> <u>(航空隊への現場指揮)</u></p> <p><u>第6条 前条1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊への指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運行指揮者が航空機の運行に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。</u></p> <p><u>第7条 愛知県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空担当に消防用無線局を整備するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。</u></p> <p><u>第8条 第4条の応援要請に対する活動として、航空隊員が消防吏員として活動する必要があるときは、同条の応援要請により、愛知県下広域消防相互応援協定書（平成2年4月1日施行）の相当規定に基づく応援要請がなされたものとみなす。</u> <u>(経費負担)</u></p> <p><u>第9条 この協定に基づく応援に要する運行経費は、愛知県が負担するものとする。</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第10条 この協定に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。</u></p>	<p><u>る。</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この協定書は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。</u> <u>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。</u></p> <p><u>令和4年4月1日</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和4年1月修正）	修正後（令和5年1月修正）
	<p><u>（適用）</u> <u>第11条 この協定は、平成8年10月1日から適用する。</u></p> <p><u>この協定の締結を証とするため、本書101通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。</u></p> <p><u>平成8年10月1日</u></p>	